

研修にかかわる補足説明

岐阜教育事務所

1 欠席、遅刻、早退の対応について

- ・事前に分かっている場合の届け出は、原則1週間前までとする。
- ・実施日の事故等、緊急の場合は、早急に、以下の手続きをする。

(1) 「全国教員研修プラットフォーム」により申込みをした研修事業の場合

- ・以下①→②の手順に従い、欠席、遅刻、早退の手続きをする。

① 管理職に報告し、管理職から要項に記載してある講座担当係へ電話する。

(参考)

関係連絡先	電話番号
岐阜県教育委員会 教育研修課	058-271-3450
岐阜県教育委員会 義務教育課	058-272-8749
岐阜県教育委員会 特別支援教育課	058-272-8751
岐阜県教育委員会 体育健康課	058-272-8768
岐阜県教育委員会 学校安全課	058-272-8853
岐阜教育事務所	058-278-3057
岐阜市教育委員会 (教育研究所)	058-241-2114
羽島市教育委員会	058-393-4674
各務原市教育委員会	058-383-1118
山県市教育委員会	0581-22-6844
瑞穂市教育委員会	058-327-2116
本巣市教育委員会	058-323-7763
羽島郡二町教育委員会	058-245-1133
北方町教育委員会	058-323-1115

② 総合教育センターのHPに掲載している別紙様式の欠席、遅刻・早退届をダウンロードし、管理職から以下の連絡先に送付する。

講座番号	関係連絡先	メールの送信先
1 ※※※※※ ~ 4 ※※※※※	岐阜県総合教育センター	gec@govt.pref.gifu.jp
5 ※※※※※	岐阜教育事務所	c27121@pref.gifu.lg.jp
6 ※※※※※ ~ 7 ※※※※※	各市町教育委員会	各市町教育委員会の方法に準ずる。

(2) 「参加申込書」による申込み、及び「申込み不要」の研修事業の場合

・以下①→②の手順に従い、欠席、遅刻、早退の手続きをする。

- ① 管理職に報告し、管理職から市町教育委員会へ電話する。
〈報告の流れ〉 学校 → 市町教育委員会 → 岐阜教育事務所
- ② 様式1「欠席・遅刻・早退（届）」により届け出る。
(緊急の場合を除き、届け出は、原則1週間前までとする。)

2 気象警報発表時の対応

※岐阜教育事務所が主催する研修事業に限る。

①研修開始時刻2時間前までに、研修会場がある市町の気象警報が全て解除された場合	研修を実施
②研修開始時刻2時間前に、研修会場がある市町に気象警報が発表されている場合	研修を中止 ※代替研修を実施する場合は、後日、市町教育委員会を通して連絡される。
③研修者の所属している学校や園等のある市町に気象警報が発表されている場合	所属長の指導を受け、出欠を判断 ※欠席、遅刻の場合は、「1」の対応をする。

※岐阜県総合教育センターが主催する研修事業については、HPで確認する。

